

沖縄及び北方領土問題の解決に向けて

～ 主要政策課題を中心に ～

第一特別調査室 まつい かずひこ
松井 一彦

1. はじめに

政府及び国会は、これまで長年にわたり沖縄及び北方領土問題に取り組んできている。しかしながら、沖縄においては、昭和47年の沖縄の本土復帰から35年が経過した今日でも、沖縄の経済振興及び基地問題は解決されていない。他方、我が国固有の領土である北方領土についても、昭和20年のソ連による北方領土の不法占拠から既に62年が経過したにもかかわらず、日露間で北方領土の帰属問題を解決し、平和条約を締結するという問題は未解決のままである。本稿では、今後政府等において取り組むべき主要政策課題を概観してみたい。

2. 沖縄の経済振興問題

(1) 沖縄の経済社会の現状と課題

沖縄は九州と台湾の間にある琉球弧に属し、南北400km、東西1,000kmの広大な海域に点在する約160の島々で構成されている。沖縄は、東京、大阪、名古屋といった大消費地から地理的に遠いというハンディを負っている。

内閣府及び沖縄県の資料によれば、平成16年度の一人当たりの県民所得は199.5万円で、全国平均(282.5万円)のわずか70.6%にとどまっている。沖縄が本土復帰を果たした昭和47年の59.5%と比較すれば、本土との所得格差は縮まっているものの、全国最下位であることには変わりがない。

また、失業率は、平成18年平均で7.7%であり、全国(4.1%)の2倍近い高さである。特に、15歳から29歳までの若年者の失業率が13.2%と高く、雇用問題の解決が大きな課題となっている。

沖縄の産業構造を見ると、平成15年度では県内総生産のうち第3次産業の割合が88.1%に上っているのに対し、第1次産業と第2次産業はそれぞれ1.8%、14.4%と低い。沖縄では、全国に比べて第3次産業のウェイトが高く、第2次産業のウェイトが低くなっており、この傾向は復帰以来変わっていない。また、平成15年度の県内総生産のうち建設業の割合は8.4%と、全国(6.7%)を上回っているのに対し、製造業は5.7%と、全国(20.9%)を大きく下回っている。沖縄の経済振興のためには、いかにして製造業を強化するかが課題となっている。

さらに、沖縄では歳入に占める自主財源が約27%(平成16年度)であり、全国都道府県合計(49.9%)を大きく下回っている。特に依存財源のうち、地方交付税(49.9%)と国庫支出金(30.0%)の割合が高い¹。今後いかにして自主財源を増やすかについても課題

がある。

(2) 沖縄振興計画等の推進

ア) 沖縄振興開発計画

政府は、昭和47年の沖縄の本土復帰以来平成13年度まで、3次にわたる「沖縄振興開発計画」を策定し、「本土との格差是正」と「自立的発展のための基礎条件の整備」等を目標に、約8兆円の国費を投入し、振興開発のための諸施策を講じてきた。しかし、社会資本の充実や観光産業の発展等の点では改善が図られたものの、一人当たりの県民所得、失業率、技術進歩いずれの点においても沖縄と本土の間の格差は是正されておらず、沖縄の経済的自立にもほど遠い。格差是正及び経済的自立のためには、なお解決しなければならない様々な問題が存在する。

イ) 沖縄振興計画

平成14年3月、新たな沖縄の振興に向けた取組として、主として民間主導の自立型経済の構築を目指す「沖縄振興特別措置法」が制定された。政府は、同年4月から計画期間を10年とする「沖縄振興計画」を実施している。同振興計画では、目標年次である平成23年の見通しを、人口139万人、労働力人口70万人、県内総生産4兆5,000億円、一人当たり県民所得を270万円超としている。

政府は、平成19年度から沖縄振興計画が計画期間の後半を迎えるに当たり、同年3月に「後期に向けた展望」を策定した。同展望では、民間主導による自立的・持続的発展を更に推し進めていくため、迅速かつ一層戦略的な取組が必要であるとして、より一層の選択と集中を進め、成果指標の重視等を提示するなど、施策展開の方向性を明確にした。また、自立型経済の構築に向けた産業の振興のため、観光、情報通信、農林水産、新規事業に重点的に取り組むこととした。今後、この展望を踏まえてどのような施策が講じられていくのかが注目されている。

(3) 観光産業の振興

ア) 観光産業の現状

沖縄の最大の魅力の一つは、温暖な海洋性気候と豊かな自然、そしてゆったりとした時間の流れである。平成18年、沖縄では過去最高の564万人もの入域観光客を記録した。また、観光収入も4,125億円に達するなど、観光産業は沖縄のリーディング産業の一つとなっている。

政府は、観光産業の発展が、県経済全体に良い影響を及ぼすよう、エコツーリズム、グリーンツーリズムなどの体験・滞在型観光の推進、インフラ整備といった、質の高い観光・リゾート地の形成に向けた取組を行っている。

イ) 観光産業の課題

しかしながら、沖縄の観光産業が今後も発展していくためには、解決しなければならない課題があることも事実である。

第一の課題は、魅力ある観光の提供である。沖縄への観光ツアーや観光産業が質の面で

魅力のあるものとはなっていない。今後、低料金のものに加えて、質の高い、魅力のある観光資源を開発し、それを消費者に提供できるかどうか課題である。

第二の課題は、外国人観光客の増加である。平成18年度に沖縄を訪れた観光客の大半は本土からの日本人であり、外国人観光客は全体のわずか1.6%の9.3万人にとどまっている。今後、沖縄のもつ魅力を近隣のアジア諸国を始めとする海外にも広くPRするとともに、海外においてどのような観光ニーズがあるのかを調査し、それを基に、多くの外国人観光客が沖縄を訪れることができるよう、インフラ等の整備を進める必要がある。

第三の課題は、沖縄での収容能力の拡大である。宿泊施設については、近年大型の施設が次々と開設され、かなり収容能力が上がっているものの、沖縄の空の玄関口である那覇空港については滑走路が一本しかなく、能力が限界に近づいている。今後、滑走路を2本に増やし、増便を可能にするとともに、国際線の誘致を図ることが課題である。

第四の課題は、観光に従事する高度な人材の育成である。沖縄では賃金の官民格差などから、新卒者等の間で官公庁及び関係公共団体への就職を希望する者が多く、なかなか観光産業に人材が集まらないと言われている。今後、観光産業の魅力を高めるとともに、職業訓練を充実させ、質の高い人材が観光産業に集まるような工夫が必要である。

他方、沖縄では、観光振興のためのインフラ整備が進むにつれて、自然環境が破壊されるケースも増えている。今後、いかにして自然環境を保全しそれを活用しつつ、観光産業の振興を図るかがかぎとなる。

(4) 情報通信産業の振興

ア) 情報通信産業振興の現状

情報通信産業は、地理的なハンディを克服できるだけでなく、環境にも優しい。沖縄では地震が少ないことも、データセンターの立地に適している。沖縄では、現在、情報通信産業振興地域とIT特区が指定されており、IT特区では税制についての特例が受けられることもあり、平成18年10月までに、109もの県外企業が沖縄に進出し、約1万人もの新規雇用が生まれている。

イ) 情報通信産業振興の課題

平成18年10月現在、情報通信産業に勤める者のうち約8割がコールセンター業務に従事している。今後、情報通信産業の振興を図るためには、情報通信に関する高度な知識・技術を持つ人材を育成するとともに、ソフトウェア開発、コンテンツ制作及び情報サービス業などの振興を図ることが課題である。

(5) 沖縄科学技術大学院大学の創設

ア) 沖縄科学技術大学院大学創設の現状

沖縄科学技術大学院大学構想は、21世紀の沖縄の振興のみならず世界の科学技術の発展にも貢献することを目指し、世界に開かれた、我が国の大学の在り方のモデルになるような、世界最高水準の自然科学系の大学院大学を沖縄に設立しようとするものである。

平成15年8月に大学院大学構想に関する関係閣僚申合せを行って以来、政府は大学院大

学の設立に向けた様々な取組を進めている。平成17年9月、政府は、本大学構想を推進する主体として独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立した。平成18年1月、内閣府はマスタープランを公表し、沖縄本島中部の恩納村に施設を整備する方針を示した。同年5月には、同村に整備機構の本部となるシーサイド・ハウスが開所した。さらに、平成19年4月にメインキャンパスの造成が本格着工した。

イ) 沖縄科学技術大学院大学創設の課題

政府は、本大学院大学について、教授陣200人程度、支援スタッフ300人程度、学生500人程度を目標としており、教授と学生の半分以上を諸外国から迎え、英語で講義等を行いたいとしている。政府は、大学の諸施設・設備の整備や研究者の確保等の準備を進め、平成24年度の開学を目指しているが、地元からはできるだけ早期の開学の要望が出されている。政府は、本大学院大学が世界最高水準の自然科学系の大学として開学できるためには、施設設備面の整備に加えて、質の高い研究者を一定人数揃える必要があるとしている。米国の大学を始め、世界的に大学間競争が激化する中、政府が優れた研究者をどれだけ揃えることができるかが課題である。

(6) 農林水産業の振興

沖縄は、台風や干ばつなどの常襲地帯であり、大消費地である本土の大都市圏からも離れていること、また農林水産業従事者の高齢化や後継者不足などから、沖縄の農林水産業は厳しい状況に置かれている。

そのような中、農業については、さとうきび等安定品目の生産供給体制の強化、野菜等戦略品目の生産拡大による沖縄ブランドの確立が図られている。さとうきびについては、平成元年をピークに収穫面積、収穫量ともに減少傾向にある一方で、トン当たりのさとうきび価格は上昇傾向にある。また、果樹については、近年全国的にマンゴーの需要が拡大していることから、マンゴーの樹面積・収穫量ともにこの10年間に大きく伸びた。他方で、パイナップルの生産量は漸減傾向にある。沖縄の農業は全体として停滞しており、今後、農業を活性化させるため、さとうきびの価格支持政策を継続するとともに、機械化と規模の拡大を図ること、また、マンゴーなど温暖な沖縄の気候を生かした農産物の開発と生産を一層進めることなどが課題である。

また、林業については、沖縄県土面積に占める森林率は全国と比較してかなり低く、森林資源の整備が課題となっている。

さらに、水産業については、モズクやクルマエビ等の養殖やかまぼこ、あげかまぼこ等の水産物の加工が行われているが、近年、漁業資源の低減等によって、沿岸漁業の生産が減少しており、沖縄の水産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

(7) 沖縄における離島振興

沖縄は、39もの有人離島を有する島しょ県であり、北大東島など一部の離島を除き、離島の住民は総じて厳しい生活状況に置かれている。沖縄の振興にとり、離島・過疎地域の振興は重要な課題である。近年、政府は、離島活性化に必要な人材育成、離島への専門家

派遣、ブロードバンド環境の整備、医療や廃棄物処理施設などの基盤の充実、一つの離島ごとに特性をいかした一つの特産品の開発・ブランド化の推進などを行っている。今後、このような振興策をいかに経済活性化に結び付けるかが課題である。

3 . 沖縄の基地問題

(1) 基地の整理・統合・縮小

ア) 在沖米軍基地の現状

平成18年3月末現在、沖縄には37の米軍専用施設が置かれており、面積では全国の米軍専用施設・区域の74.6%を占めている。本島に限れば、米軍施設の占める割合が18.7%に達している。

こうした広大な米軍基地の存在は、産業振興、都市形成等への障害となっているだけでなく、米軍に関連する事故や航空機騒音、犯罪等の基地被害等により、住民の生活等に大きな影響を与えている。そのため、沖縄においては基地の整理・統合・縮小が大きな課題となっており、その状況は現在も変わりがない。

イ) 基地の整理・統合・縮小の現状

平成8年のSACO(沖縄に関する特別行動委員会)最終報告において、普天間飛行場を始め、11施設の返還が合意された。しかし、これまでに返還された米軍施設・区域は、安波訓練場(平成10年返還)、瀬名波通信施設、読谷補助飛行場、楚辺通信所(以上、平成18年返還)の4施設にとどまっている。

平成18年5月の日米安全保障協議委員会(以下、「2プラス2」という)において合意された、兵力態勢再編の具体的施策を実施するための「再編実施のための日米ロードマップ」(以下、「最終報告」という)では、基地の整理・統合・縮小に関し、普天間飛行場の移設・返還のほか、在沖縄海兵隊員とその家族のグアムへの移転後の嘉手納飛行場以南6施設、すなわちキャンプ桑江、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設、第一桑江タンクファームの全面返還、キャンプ瑞慶覧の部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合が盛り込まれた。沖縄では、この合意が沖縄の米軍基地の整理・統合・縮小を促進するものであるとして歓迎する意向を示す声がある一方で、政府が施設の返還・海兵隊の削減と普天間飛行場の移設・返還がパッケージであることを強調していることに対し、批判の声も上がった²。

報道によれば、政府は、これらの米軍施設の返還後の跡地利用に対する包括的な支援策を平成20年度中に策定する方針であり、それによって、普天間飛行場の移設と米軍施設の返還を促進しようとの考えである³。

(2) 在沖米軍再編

平成13年の9.11テロを契機に、米ブッシュ政権により米国内及び海外における基地の再編成や兵力見直しが進められた。その結果、平成17年10月29日の2プラス2において、在日米軍とこれに関連する自衛隊の部隊の態勢の再編について具体的方向を示した「日米

同盟：未来のための変革と再編」が合意された。

この後も日米両政府間で協議が重ねられ、前述のとおり、平成18年5月1日の2プラス2において、嘉手納以南の米軍施設・区域の返還、第3海兵機動展開部隊司令部等のグアムへの移転、嘉手納の米軍機の訓練の分散などを盛り込んだ最終報告が合意された。

政府は、グアムへの移転費用となる財源（総額102.7億ドルのうち、日本側負担がその59%に当たる60.9億ドル）の確保のほか、基地負担を受け入れる自治体に対し、協力の度合いに応じて、交付金を交付する制度の創設を図ることとした。

平成19年5月23日、同制度の新設を盛り込んだ「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」が参議院本会議で可決・成立し、同法は8月29日に施行された。同法の制定に関し、沖縄ではアメとムチであるとして批判する声がある一方で、米軍再編によって負担を受ける地域への特別措置が講ぜられるのは当然であるとして、同法の制定を歓迎する声も出された⁴。

同法では、再編交付金の対象となる自治体の指定は、防衛大臣の裁量により決定されることとなっている。平成19年11月22日、防衛省は、米軍再編を受け入れた市町に支払う平成19年度分の再編交付金の額（総額45億6,900万円）を決定した。沖縄については、浦添市への3,700万円の交付を決定したが、同市は防衛省に3億6,000万円を要望したにもかかわらず、交付決定額があまりにも少ないとして不満を表明した⁵。また、今回交付の対象からはずされた名護市など基地所在市町村からは、不公平であるとして国を批判する声が出された。

（3）普天間飛行場の移設・返還

普天間飛行場については、平成8年のSACO最終報告において、移設条件付きながら、今後5年から7年以内に全面返還されることとされた。平成11年12月、名護市が代替施設建設を受け入れたため、政府は、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決定した。

平成12年8月、飛行場の規模、建設方法、具体的な建設場所等を検討する「代替施設協議会」が設置された。同協議会は、平成14年7月、2,000メートルの滑走路を持つ代替施設をリーフ上に埋立工法で建設することとする「普天間飛行場代替施設の基本計画」を決定した。

平成16年4月から飛行場建設のための環境影響評価手続きが実施されたが、平成17年10月に米軍再編に関する中間報告が発表されたため、翌18年3月に本手続きが中断された。

平成18年5月に日米両政府間で在日米軍再編の最終報告が合意されたことを受け、政府は、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定した。稲嶺沖縄県知事（当時）は、地元との協議が不十分なまま本閣議決定がなされたことを遺憾として、普天間飛行場の移設に先立ち、普天間飛行場の危険性を除去するため、キャンプ・シュワブ内に暫定ヘリポートを建設するよう主張した。

政府と沖縄県との間で意見の対立をめぐる調整が行われた結果、平成18年8月29日、政府と沖縄県等が建設計画を始め使用協定を含む安全・環境対策、普天間飛行場の危険性の除去、地域振興等の問題を協議する「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」が

設置された。

平成18年11月の沖縄県知事選で当選を果たした仲井眞知事は、政府が合意した案は地元の頭越しに決定されたものであり、政府案のままでは受け入れられないと繰り返し主張した。政府は、協議会において代替施設の早期建設のための環境アセスの実施への協力を沖縄県側に要請したが、県側の主張は変わらなかった。

平成19年5月、防衛省は、キャンプ・シュワブ周辺海域において現況調査に必要な機器を設置し、順次調査を開始した。その後、同年6月8日、公共用財産使用に係る配慮事項を沖縄県へ提出し、同年8月7日には環境影響評価方法書を沖縄県、名護市及び宜野座村に送付した。これに対し、地元が反発したため、政府と沖縄県側の協議が進まない事態となった。

平成19年8月、高村防衛相と仲井眞知事とが会談したが、高村防衛相は、日米間で合意された現在のV字案が理想的であり、変更は考えていないとの認識を示し、両者の見解の隔たりは解消されないままであった。

同年11月7日、10か月ぶりに開催された協議会で仲井眞知事は、騒音軽減のためにキャンプ・シュワブ沖に建設予定の代替施設をさらに沖合に移動するとともに、普天間飛行場を3年以内に閉鎖状態にするとの修正案を示した。今後この沖縄県側からの修正案をめぐって政府・沖縄県間で交渉が行われる。しかし、日米両国政府は、平成19年11月16日の日米首脳会談において、平成18年5月の合意に従って着実に実施していくことを確認しており、政府と沖縄県間の交渉の行方については予断を許さない。

(4) 在沖米海兵隊のグアムへの移転

前述のとおり、平成18年5月の最終報告において、沖縄に駐留している約8,000名の第3海兵機動展開部隊の要員とその家族約9,000人を平成26年までにグアムへ移転することが明記された。

グアムへの移転費用に関し、日米両国がそれぞれどのくらい負担するかをめぐり調整が難航した。平成18年4月の日米防衛首脳会談でようやく総額102.7億ドル(約1兆2,000億円)、日本側負担60.9億ドル(約6,700億円)、米国側負担41.8億ドル(約4,900億円)が合意された。これにより、日本側の負担割合は59%となった。

日本側の負担額について、様々な問題点が指摘されている。その一つが海兵隊家族住宅の単価である。政府が、日本側が整備する予定の海兵隊家族住宅の一戸当たり平均単価を約6,700万円としているのに対し、現在、米国がグアムで整備している家族住宅の一戸当たりの平均単価が約4,800万円と、2,000万円近く単価に差があり⁶、今後の政府の対応が注目される。

(5) 日米地位協定

日米地位協定は、在日米軍の特権・免除、法的地位について規定している。平成7年9月の沖縄での少女暴行事件以降、米軍人の被疑者の身柄の引渡手続についての規定を始め、協定を見直すべきであるとの主張がなされている。政府は、地位協定の改正よりも運用の

改善の方が、事件や事故に対し迅速かつ適切に対処できるとの考えを繰り返し示しており、殺人などの凶悪犯罪の場合における米側被疑者の起訴前引渡しなどの改善を行った。しかし、地元では地位協定の運用改善では不十分であるとして、引き続き協定自体の見直しを求めている。

(6) 日本史教科書問題

高校の日本史教科書の中には沖縄戦に関する記述があるが、文部科学省の教科書検定によって、平成20年度から使用される高等学校用日本史教科書のうち、沖縄戦における住民の集団自決への日本軍の関与に関する記述が削除されたことから、沖縄では歴史を歪曲するものであり、到底容認できないとして、多くの県民が強く反発した。沖縄県内の関係団体が相次いで文部科学省に抗議・要請を行ったほか、沖縄県議会を始め、41の市町村議会で教科書検定に反対する意見書・決議が採択された。

平成19年9月29日に宜野湾市で行われた「教科書検定意見撤回を求める県民大会」では、主催者発表で11万人もの県民が参加し、県民の総意として国に対し今回の教科書検定意見を撤回し、記述の復活を直ちに行うよう決議がなされた。

その後、教科書出版社の訂正申請による問題の決着を模索する政府と、検定意見撤回による記述復活を求める沖縄県民や関係団体とが対峙する状況が続いた。教科書の執筆者や編集者などからは、訂正申請によって決着を図ろうとする政府の姿勢に対して批判が出され、国会においても教科書検定見直しを求める決議を行う動きがあった。その後、各教科書会社が自主的に文部科学省に対し訂正申請を行った。文部科学省ではこの申請に基づき教科書の記述をどうするか検討を続けていたが、平成19年12月26日、同省は、教科書会社からの訂正申請を承認した。訂正申請が承認された教科書の記述には、日本軍の強制という言葉はないものの、軍の関与や戦中の軍の教育などによって住民が自決に追い込まれたことが記されている⁷。報道によれば、この訂正に関して、沖縄では一定の評価をするとの声と不満とが入り交じっている⁸。本件に関する今後の沖縄での動きや県・自治体等の対応が注目される。

4. 北方領土問題

(1) 北方領土返還交渉

昭和20年の終戦直後にソ連軍が不法占拠して以来、歯舞、色丹、国後、択捉から成る北方領土は、日本人が住めない島となっている。ロシアのプーチン大統領は、高い支持率と好調な経済を背景に国益重視の積極的な外交を進めており、領土問題に関してもロシアの主権の存在を強調する発言を繰り返している。

平成17年11月、プーチン大統領が訪日し、日露首脳会談が行われた。同会談でプーチン大統領は、領土問題は第二次世界大戦の結果を受けたものであり、北方領土の問題を見渡せば、他にも波及することを主張し、双方の立場の隔たりは埋められなかった。

平成19年2月7日、安倍総理（当時）は北方領土返還要求大会に出席し、北方四島の帰

属の問題を解決してロシアとの間に平和条約を締結するとの基本方針に従い、ロシア側と粘り強く交渉していく旨、発言した。

同年6月のドイツのハイリゲンダム・サミットの際の安倍総理（当時）とプーチン大統領との会談では、北方領土の問題の解決を図る意思を直接確認し、そのために精力的に交渉を継続していくことで一致した。

同年9月のシドニーでのAPEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議の際の日露首脳会談で、安倍総理（当時）は、日露関係を強化することを重視しているが、両国関係をより高い次元に引き上げるには平和条約締結が不可欠である旨述べ、平和条約交渉の進展を図る必要性を強調した。他方、プーチン大統領からは、ロシアは平和条約の締結が可能となるような、双方に受入可能な解決策を見出すことに関心を有しており、このための作業を、平成19年も国家院選挙と大統領選挙の後も続けていきたい旨の発言があった。

平成20年7月には北海道・洞爺湖でG8サミットが開催される予定である。政府は、日露間で北方領土をめぐる交渉が本格的に行われるようになって以降、ロシアと2国間で強い意思を持って交渉していくことが重要と考えていることから、北方領土問題自体は北海道洞爺湖サミットの議題にはならない。しかし、サミット期間中に行われるであろう日露首相会談等では、当然ながら北方領土問題が取り上げられる。また、G8各国から多くの政府関係者やプレスが北海道を訪れる。北海道洞爺湖サミットは、各国の政府及びプレスに対し、北方領土問題とその早期解決の必要性について認識してもらうまたとない機会である。そのため、それをいかに効果的に行うかが課題である。

（2）北方領土返還要求運動

平成19年3月現在、元居住者で生存している者は7,969人（平均年齢74.3歳）で、既に1万人近い元居住者が亡くなっている。元居住者は、返還要求運動の中核であるが、既に高齢であるため、いかにして運動の担い手を育てるかが課題となっている。

また、若い世代の間では、北方領土問題自体が十分に知られていない。政府は、現在、根室市における全国の青少年現地研修会の開催、青少年を対象としたビザなし交流の実施、全国の中学校の社会科担当教諭等に対する現地研修会を進めている。しかし、これらだけでは、必ずしも十分とは言えず、今後、若い世代を対象にした新たな運動の盛り上げの手法を検討していく必要がある。

（3）北方四島との交流等

北方領土への渡航に関する枠組みは、現在、北方墓参、北方四島との交流（ビザなし交流）及び自由訪問がある。なかでもビザなし交流は、訪問・招へいを合わせると延べ1万4,563人が参加しており、我が国国民と北方四島住民との間の相互理解に役立っているといえよう。

北方四島の港湾施設はいずれも老朽化し、交流で使用される船舶が接岸できないことや、四島に十分な宿泊施設がないことなどから、四島交流参加者は原則として船内に宿泊している。また、現在交流に使用されている船舶ロサ・ルゴサは480トンで、居住性に劣る上、

耐用年数は5年程度しかない。このため、四島交流関係団体などからはより居住性の高い船舶を求める声が出されている。

この2年間、政府は、交流船舶基本構想の調査研究を行い、平成19年3月に報告書が出された。その後、政府は、後継船は民間業者が新規に建造・所有し、国が10年程度をめどにチャーターして使用するかどうか検討を重ねた。その結果、平成24年度を目途として後継船の供用開始に努めること、後継船は国ではなく民間が保有し、それを国がチャーターすることとした。また、政府は、後継船の調達及び運用についての方針を定めるために「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会」(仮称)を設置する方針である⁹。

また現在、政府は、患者の受入れ、災害時の緊急支援、現地のニーズに応じた人道支援物資の供与といった四島住民にとって人道的に必要な支援を実施している。このうち、北方四島からの患者受入れについて、平成19年度においては、これまで22名もの患者を4島から受け入れている。

ところが、受入先となっている市立根室病院では平成19年11月現在、医師数が10人に減少しているため、これ以上の患者の受入れが非常に困難になってきている。根室市では、本支援事業が北方領土問題解決の上で果たす役割の重要性にかんがみ、市立根室病院を北方四島医療拠点病院に指定し、医療体制を整備するよう要望しており、政府は、厚生労働省等関係省庁間において検討を行っている。

(4) 北方領土隣接地域の振興

北方領土隣接地域については、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の下、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画に基づく国庫補助事業のうち、政令で定める事業に対する補助率のかさ上げ措置が行われている。また、北海道に設置されている北方領土隣接地域振興等基金(北方基金)の運用益による隣接地域の市町又は道内の公共的団体等が行う国庫補助対象外の事業等の一部補助などが行われている。平成18年度に、北方領土隣接地域の安定振興を更に推進するため、国、北海道及び北方領土隣接地域の一市四町から構成される「北方領土隣接地域振興協議会」が設置され、地元の要望、意見等も踏まえて、地域整備の方向とそれに基づく取組が取りまとめられている。

ところが、北方基金の平成19年度の運用益は約1億7,000万円にとどまっており、これは基金造成の完了した平成3年度における5億9,000万円のわずか3割にしかすぎない。そのため、地元からは基金運用益の不足額を国で予算化するなどの要望が出されていたが、北方領土隣接地域の一市四町が単独で実施する施策の経費の2分の1以内を補助するため、北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金として、平成19年度まで国土交通省予算に1億円が計上された。

北方基金の運用益だけでは事業の実施が困難であるとして、北方領土隣接地域の一市四町からは、平成20年度以降も本補助金を継続するよう強い要望が出されていたが、政府部内での協議の結果、平成20年度については引き続き1億円を国土交通省予算に計上することとなった。

(5) 元居住者への援護措置

北方領土の元居住者及び旧漁業権者の多くは、北海道に居住しているが、苦しい生活を強いられている者も少なくない。このような状況にかんがみ、これらの者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図ることを目的として、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、必要な資金を低利で融資する事業が行われている。この融資には、元居住者、旧漁業権者のほか、旧漁業権者からの死後承継者及び生前承継者がそれぞれ対象となっている。また、元島民等の要望を受けて、平成18年の法改正により、終戦6か月前から引き揚げるまでに現地で産まれた方も元島民として融資の対象となることとなった。しかしながら、返還要求運動関係団体は、政府が消滅したものとしている北方地域の旧漁業権に対する補償措置を求めており、これに対する政府の対応が注目される。

(6) 北方四島周辺水域における安全操業問題

平成10年、日露両国政府間で、「北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み協定」が結ばれ、この枠組みの中で、両国の漁業関係団体間で合意文書が作成され、それに従って漁業が行われている。

平成19年、日露両国政府間で協議が行われ、先の枠組み協定を一年間継続することが合意された。また、日露両国の民間団体の間で協議が行われ、平成20年の我が国漁船による漁獲量等の操業条件について合意された。

平成18年8月、50年ぶりに北方四島周辺水域においてロシア国境警備艇による銃撃拿捕による日本人乗組員死亡事件が発生した。政府はロシア側に対し、強く抗議するとともに、根室海域を中心にロシア船舶の動きを監視するなど、安全操業確保のための施策を講じた。ところが、その後も拿捕事件が相次ぎ、平成19年12月13日には国後島北方地域において、羅臼漁協所属の4隻の漁船（乗組員計11名）が拿捕される事件が発生した¹⁰。同年12月20日、第31豊佑丸の乗組員1名が解放されたものの¹¹、残りの乗組員は、12月25日現在解放されていない。このように、いかに北方領土周辺水域での安全操業を確保するかが課題となっている。

5. 結びに代えて

以上、沖縄及び北方領土問題における現下の主要な政策課題について述べてきた。

沖縄については、在日米軍再編という日米安保体制の根幹に関わる大きな動きによって、米軍基地の整理・縮小・統合問題が経済振興問題にもましてクローズアップされつつある。平成19年、歴史教科書中の集団自決への日本軍への関与に関する記述をめぐって沖縄で大きな反発があったように、先の大戦で我が国で唯一の住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの県民が犠牲となったこと、また戦後においても27年間も米国の施政権下に置かれ、沖縄の多くの人々が長年苦渋を味わってきたという歴史に対する沖縄の人々の深い思い入れもその背景にあるように思われる。

他方、北方領土については、返還要求運動の担い手となっている元島民の高齢化や後継者不足などから、北方領土返還要求運動が以前ほど活発ではないように見受けられる。また、そのことが政府の北方領土返還交渉がなかなか進まず、成果が上がらない要因の一つになっているように思われる。

沖縄問題及び北方問題は、共に我が国の政治・経済情勢だけでなく、外交・安全保障政策も視野に入れて取り組まねばならない問題だけに、その解決は決して容易なことではない。政府及び国会において問題解決のため、一層の取組が強化されるよう期待したい。

-
- 1 『沖縄県経済の概況』(内閣府沖縄総合事務局、平18.6)80頁
 - 2 『琉球新報』(平18.5.2)
 - 3 『読売新聞』夕刊(平19.12.5)
 - 4 『琉球新報』(平19.5.23)
 - 5 『沖縄タイムス』(平19.11.23)
 - 6 『琉球新報』(平19.12.4)
 - 7 『朝日新聞』(平19.12.27)
 - 8 『朝日新聞』(平19.12.27)
 - 9 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(関係閣僚申合せ)(平19.12.18)
 - 10 外務省プレスリリース(平19.12.13)
 - 11 外務省プレスリリース(平19.12.20)